【関ケ原町】帯状疱疹予防接種費用助成事業のお知らせ

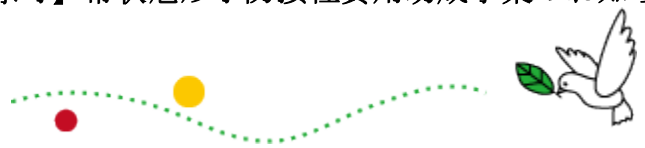

関ケ原町では、令和７年４月１日より定期接種を開始する「帯状疱疹予防接種」について、定期接種以外の方の任意（全額自己負担）接種費用の一部を助成いたします。

※任意予防接種は個人の意思により接種を受けるものです。予防接種の間隔・効果や副作用等について説明書をお読みになり、接種を受ける医師やかかりつけ医師等によくご相談のうえ接種を受けてください。

【任意予防接種の助成対象者と手続き方法】

＜対象者＞

接種日に町内に住所を有する６５歳以上の方のうち、接種日の属する年度の帯状疱疹定期予防接種対象者以外の方

＜手続き＞

① 説明書等をよく読んで帯状疱疹ワクチンについて理解する

② 希望するワクチン（２種類から選択）を決めたうえでかかりつけ等の医療機関に予約をする

※必ず、「帯状疱疹ワクチンの任意接種を希望」とお伝えする

③ 医療機関にある「任意接種用予診票」を記入し接種を受ける

④ 医療機関に接種費用（全額）を支払いする

⑤ 接種後、助成金の申請をする

【申請先】関ケ原町　やすらぎ　健康増進センター

【提出書類】予防接種済証または予診票、予防接種に係る領収書、振込先の口座番号

⑥ 助成金申請書の内容を審査の上該当される場合は、指定口座に振り込みします

＜助成限度額＞　※いずれかのワクチンが対象で、下記の回数を限度とする

（１）生ワクチン（ビケン）　4,000 円　１回

（２）組換えワクチン（シングリックス）10,000 円　２回

注１）過去に帯状疱疹ワクチンを任意（全額自己負担）で接種済の場合

基本的には接種したことのある方は接種の対象となりません（ただし、医療機関において医師と相談のうえ「接種の必要がある」とされた場合を除く）

【問い合わせ先】

関ケ原町国保保健福祉総合施設　やすらぎ　健康増進センター　電話：43-3201